

安芸市木質ペレット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和 30 年規則第 11 号）に定めるもののほか、安芸市木質ペレット購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 市長は、森林資源を活かした循環型社会の実現、新たな産業及び雇用の創出、2030 年温室効果ガス排出削減目標の達成並びに 2050 年カーボンニュートラルの実現、木質バイオマスエネルギーの地域循環の促進を図るため、木質バイオマスボイラーを使用して施設園芸農業を営む者が購入する木質ペレットの購入に要する費用に対して、予算の範囲で補助金を交付する。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業用施設 野菜、花き等の育苗及び栽培を行うための施設をいう。
- (2) 木質ペレット 間伐材、林地残材、製材時の端材等を粉砕し、乾燥し、圧縮し及び成型した木質の固形燃料をいう。
- (3) 木質バイオマスボイラー 木質ペレットを燃料に使用するボイラーをいう。

(事業の内容等)

第 4 条 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）の条件、補助対象となる経費及び補助金額は別表 1 に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、安芸市木質ペレット購入費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 使用計画書（別紙 1）
- (2) 木質バイオマスボイラーの設置場所を示す地図（位置図）
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 積算の根拠となる資料（見積書等）

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の交付の額を決定し、安芸市木質ペレット購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(事業の変更等)

第7条 補助金交付決定を受けた補助事業者が、第5条第1項に規定する申請の内容について変更しようとするときは、あらかじめ安芸市木質ペレット購入費補助金変更承認申請書（様式第3号）及び使用計画変更書（別紙1）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、購入数量の変更に伴う補助金額の30%以内の減額変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更等の承認をしたときは、安芸市木質ペレット購入費補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第8条 市長は、補助事業の適正を期するため、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況その他必要な報告を求め、又は補助事業の実施に関し必要な調査及び指示をすることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日が属する年度の末日のいずれか早い日までに安芸市木質ペレット購入費補助金実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 使用実績書（別紙1）
- (2) 領収書の写し

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて実地に検査し、適当と認めたときは、安芸市木質ペレット購入費補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第 11 条 前条の通知を受けた補助事業者は、安芸市木質ペレット購入費補助金交付請求書（様式第 7 号）により補助金を市長に請求するものとする。

（補助金の交付決定の取り消し等）

第 12 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- （2） 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- （3） 第 8 条の規定による市長の求めに応じず、又は指示に従わないとき。
- （4） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助事業者の条件	1 市内に住所を有し、農業を営む法人、団体又は個人であること 2 木質ペレットを利用する農業用施設が、市内にあること 3 市税の滞納がないこと
補助対象経費	木質ペレットの購入に係る費用
補助金額	1キログラム当たり10円とし、1年度につき20万円を限度とする。 ただし、補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。